



2021年10月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 へ り オ ス
代 表 者 名 代 表 執 行 役 社 長 CEO 鍵 本 忠 尚
(コード番号： 4593 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 C F O リチャード・キンケイド
(T E L : 0 3 - 5 9 6 2 - 9 4 4 0)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の 行使条件変更に関するお知らせ

当社は、2021年10月28日開催の当社取締役会におきまして、2016年10月18日付「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」にて公表した第8回新株予約権（有償ストック・オプション）（以下「本ストック・オプション」といいます。）の行使条件の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 行使条件変更の理由

当社は、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり当社取締役、執行役及び従業員にストック・オプションを付与しておりますが、本ストック・オプションはインサイダー取引規制により株式売却の機会が制限されるなど新株予約権が行使されない状況が長期にわたって生じたことから、当社業績向上に対する意欲及び責任の維持等を促すため、新株予約権者が権利を行使することができる期間を1年間延長するものであります。

2. 変更箇所（新株予約権の発行要項）

（下線は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
(6) 新株予約権の行使の条件 ① 平成30年11月2日から平成33年11月1日までの間に、下記②の条件に抵触しない限り、新株予約権者は下記③に定められた割合を限度として権利を行使することができる。また、割当日から平成30年11月1日まで及び平成33年11月2日から行使期間の終期までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使はできないもの	(6) 新株予約権の行使の条件 ① 平成30年11月2日から令和4年11月1日までの間に、下記②の条件に抵触しない限り、新株予約権者は下記③に定められた割合を限度として権利を行使することができる。また、割当日から平成30年11月1日まで及び令和4年11月2日から行使期間の終期までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使はできないもの

<p>のとする。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 新株予約権者は、本新株予約権を次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。</p> <p>(ア) 平成30年11月2日から平成31年11月1日 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の20%</p> <p>(イ) 平成31年11月2日から平成32年11月1日 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%</p> <p>(ウ) 平成32年11月2日から<u>平成33年11月1日</u> 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の100%</p>	<p>のとする。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 新株予約権者は、本新株予約権を次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。</p> <p>(ア) 平成30年11月2日から平成31年11月1日 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の20%</p> <p>(イ) 平成31年11月2日から平成32年11月1日 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%</p> <p>(ウ) 平成32年11月2日から<u>令和4年11月1日</u> 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の100%</p>
--	---

以上